別紙１－６（１／２）

点検、測定及び試験の基準

　電気工作物の点検、測定及び試験は、原則として次の基準により行うものとする。

１．点検業務の区分

（１）工事期間中の点検

当該施設において、新たな電気工作物の設置又は、既存の電気工作物を変更する工事がある場合は、工事期間中、施工図面と現場の施工状況を十分照合し、電気設備技術基準に対する適合状況について点検すること言う。

（２）竣工検査

新たな電気工作物の設置又は、既存の電気工作物を変更する工事が完成した場合に、電気設備技術基準に基づき施工されているか確認する精密な点検、測定及び試験を行うことを言う。

（３）月次点検

設備を運転した状態で行う点検、測定及び試験を言う。

（４）年次点検Ａ(停電)

月次点検の点検項目に加え、設備の運転を停止して絶縁抵抗測定等を行う点検、測定及び試験を言う。

（５）年次点検Ａ新方式(無停電)

月次点検の点検項目に加え、設備を運転した状態で絶縁抵抗測定等を行う点検、測定及び試験を言う。

（６）年次点検Ｂ(細密)

年次点検Ａの点検項目に加え、設備の運転を停止して継電器動作試験等を行う精密な点検、測定及び試験を言う。

（７）臨時点検

異常が発生した場合又は、発生するおそれがある場合の原因調査等を言う。

２．点検の実施回数

（１）工事期間中の点検

工事期間中において、毎週１回以上行う。

（２）竣工検査

工事完成後に実施する。

（３）月次点検・年次点検

経済産業省告示第２４９号に基づき行い、このうち１年に１回以上は年次点検を行うものとする。

以下の点検業務の区分に応じて行う。

ア．年次点検Ａ　　　　３年に２回

イ．年次点検Ａ新方式　３年に２回

別紙１－６（２／２）

ウ．年次点検Ｂ　　　　３年に１回

※　年次点検Ｂを実施した翌年度から起算して３年以内に、次回の年次点検Ｂを行うものとする。

（４）臨時点検

甲の要請に応じ、必要の都度行うこと。

３．点検の方法

（１）外部点検

次に掲げる項目について、運転中の設備を目視や温度測定等により点検する。

ア．電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無

イ．電線と他物との離隔距離の適否

ウ．機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無

エ．接地線等の保安装置の取付け状態

（２）外部精密点検

設備の運転を停止して、外部点検のほか、手指を接触させて点検する。

４．工事、維持及び運用に関する点検、測定及び試験項目

（１）工事に関する点検、測定及び試験項目　別紙１－７のとおり

（２）維持、運用に関する点検、測定及び試験項目　別紙１－８のとおり

５．点検、測定及び試験を実施しない設備等

（１）建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第１２条第３項の規定に基づき、１級建築士等の検査を要する建築設備。

（２）消防法（昭和２３年法律第１８６号）第１７条の３の３の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等。

（３）労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）第４５条第２項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械。

（４）機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器。（オートメーション化された工作機械群等）

（５）内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器。（密閉型防爆構造機器等）

（６）立入に危険を伴う場所（例、酸素欠乏危険箇所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所等）に設置される自家用電気工作物。

（７）情報管理のため立入制限される場所に設置される自家用電気工作物。

（８）衛生管理のため立入制限される場所に設置される自家用電気工作物。

（９）機密管理のため立入制限される場所に設置される自家用電気工作物。

（10）立入りに専門家による特殊な作業を要する場所に設置された電気工作物

（11）事業所外で使用されている可搬型機器である電気工作物。

（12）発電設備のうち電気設備以外である電気工作物。

（13）利用者から入室許可がされない場所の電気設備。